



所在不明株主の株式売却について

当金庫は、11月18日に開催した取締役会において、株式事務の合理化を図るため、会社法第197条第1項に規定する株式(所在不明株主の株式)を売却することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. ご所有株式を売却させていただく株主様の一覧

ご所有の普通株式を売却させていただく株主様の株主番号、ご名称、株主名簿上のご住所および所有株式数、株券番号(株券を発行している場合に限り)につきましては、会社法第198条の規定に基づき、2020年11月20日付けで電子公告の方法により公告いたしますので、以下の当金庫ウェブサイトをご覧ください。

https://www.shokochukin.co.jp/share/library/announce/pdf/20201120_kabunusi.pdf

(注)「所在不明株主」とは、株主名簿に記載された住所に宛てて発した通知または催告が5年以上継続して到達せず、かつ、継続して5年間剰余金の配当を受領していない株主のうち、当金庫の剰余金支払義務期間を経過した株主様をいいます。

2. 今後のスケジュール

2020年11月20日まで 所在不明株主様の株式売却に関する異議申述の公告および催告
2021年2月22日 所在不明株主様からの異議申述期限
2021年3月以降 所在不明株主様が所有する株式売却(※)

(※)会社法第197条第3項および第4項の規定に基づき、当金庫が自己株式として買い取ることを予定しております。

3. 連絡先

公告に掲載されている株主様からの本件に関するお問い合わせは、以下の株主名簿管理人までご連絡ください。

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
同 連絡先 〒137-8081
新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711(通話料無料)
受付時間 平日9時~17時(土・日・祝日等を除く)

以上